

第161号議案

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び雲南市」を削る。

第3条第4号中「別表第1」を「自然館の施設のうち別表第1」に、「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第4条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第6条第1号中「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第11条第2項中「第18条まで、第20条及び第21条」を「第20条まで」に改める。

第12条第2項中「有料施設等（テントサイトを除く。）」を「有料施設」に改める。

第13条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に、「休園日又は休業日」を「又は休園日」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第1項及び第2項中「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第18条第1号中「有料施設等」を「有料施設」に改め、同条第2号中「第21条」を「第20条」に、「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第19条を削る。

第20条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第19条とする。

第21条を第20条とし、第22条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第26条を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第12条、第16条関係）

有料施設の名称	区 分	基準額	利用時間
ビジュアルドーム	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,380円	午前9時から午後9時まで
	入場料を徴収する場合	1時間につき 4,760円	
レクチャールーム		1時間につき 1,230円	

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数の時間があるときはその端数の時間は1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。